

# 【雇用促進税制】

皆様、こんにちは。 税理士の宮野亜希琴です。  
今回は平成 23 年税制改正で創設されました“雇用促進税制”について、解説したいと思います。



## Q1: 雇用促進税制ってどんな制度？

**A: 雇用を増やし、一定の要件を満たした、企業(個人)に対して、税額控除が受けられる制度です。**

一定の要件を満たした場合には、**1人当たり 20 万円**の税額控除(※)が受けられる制度です。

(ただし、法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度になります。)

※税額控除とは、納付する税金から控除する(引く)ことです。

**平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 までの期間内に始まる各事業年度が対象となります。**

## Q2: どんな要件があるの？

**A: 下記の 5 つの要件があります。**

従業員の増加数・従業員の増加割合、そして、給与等の支給総額が一定額増加する必要があります。

- 1: 青色申告書を提出する法人であること
- 2: 適用事業年度とその適用事業年度の前事業年度に、**事業主都合**による**離職者がいない**こと
- 3: 雇用者(雇用保険の一般被保険者)の**数を 5 人以上(中小企業者等(※)の場合には 2 名以上)**、かつ、**10%以上**増加させること  
※中小企業者等とは、資本金の額が 1 億円以下の法人で大規模法人に支配されていない法人
- 4: 適用事業年度の**給与等の支給額**が、下記の支給額以上であること

**前事業年度の給与等の支給額+前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%**

- 5: 風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営む法人でないこと

$$\frac{\text{雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

## Q3: 手続きって必要なの？

**A: 3 つの手続きがあります!! 一年を通して手続きがありますのでご注意ください。**

- 1: 事業年度**開始直後**の手続き  
事業年度**開始後 2 ヶ月以内(※)**に、雇用促進計画を作成して、管轄のハローワークへ提出します。  
(※)平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に開始する事業年度については、**平成 23 年 10 月 31 日迄**が提出期限です。
- 2: 事業年度**終了直後**の手続き  
事業年度**終了後 2 ヶ月(個人事業主は 3 月 15 日)以内**に、管轄のハローワークにて 1 により提出した雇用促進計画の達成状況の確認をします。  
☆達成状況の書類を提出後、返送されるまで**約 2 週間**かかるため、早めの提出が必要です!!
- 3: 確定申告書に添付  
確定申告書に 2 により確認を受けた雇用促進計画の写しを**添付**し、確定申告書の提出期限までに税務署に申告します。

法人・個人事業主とも、要件を満たした場合には、法人税・所得税から一人当たり 20 万円控除することができます。これは、大きな節税になります。Q3 の手続きが必要になりますので、スケジュールをしっかりと立て、計画的に行い、是非活用していきたいですね。くわしくは、弊社担当までお問い合わせください。

(税理士／宮野亜希琴)